

情報通

2023 . February 2月号

発行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

確定申告書等作成コーナーについて ～スマホとマイナンバーカードでe-Tax!～

情報システム部委員 林 一樹

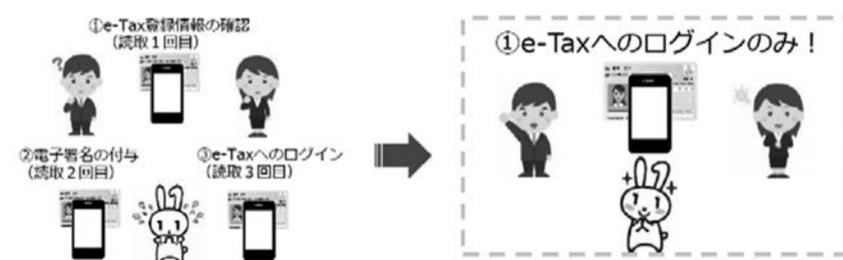
1. はじめに

昨年2月の情報通において、スマートフォン（以下「スマホ」といいます）によるe-Taxについて紹介しました。令和4年分確定申告においては利便性がさらに向上したとのことです。事務所の職員や関与先の従業員等で、ふるさと納税をされた方や副業（雑所得）をされていて確定申告をする必要がある方にお勧めしていただきたいと思います。

※国税庁 確定申告書等作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp>)

2. マイナンバーカードの読み取りが、なんと1回に！

令和3年分確定申告においては、マイナンバーカードの読み取り回数が複数回必要でしたが、過去にマイナンバーカード方式で申告された方で、令和5年1月以降に確定申告される方は、その読み取り回数がe-Taxシステムにログインする際の1回のみでOKとなりました。スマホの小さな画面で操作する場合には大きなメリットといえるでしょう。



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

3. 給与所得の源泉徴収票をスマホ撮影で自動入力に！

スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影すると、スマホによるキー入力は不要となり、確定申告書等作成コーナーの該当項目に各数字が自動入力されます。



※スマホで申告書を作成する場合の機能です。

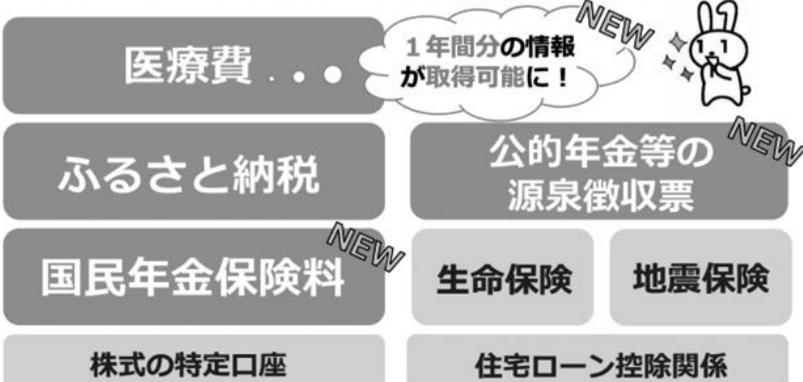
4. e-Taxなのに、ICカードリーダーが不要！

確定申告書等作成コーナーにおいて、確定申告書を作成した場合、パソコン上に表示される2次元バーコード（QRコード）をスマホのアプリ（マイナポータルアプリ）で読み取ることで、ICカードリーダーを使用することなく、スマホからマイナンバーカード方式によるe-Tax送信が可能となります。

5. 「マイナポータル連携」で取得した証明書等データ

次の証明書等データについては、自動入力及び自動計算がされるため入力ミスがありません。しかも、各項目及び控除項目の確認も不要です。

令和5年1月以降の マイナポータル連携の自動入力対象はこちら



6. 青色決算書・収支内訳書が作成可能に！

令和5年1月から青色決算書及び収支内訳書がスマホで作成可能となるほか、パソコン画面もリニューアルされます。



7. マイナンバーカードを取得しませんか？

昨年の情報通において、人口に対するマイナンバーカードの交付枚数状況は約40%（令和3年12月末現在）と書きましたが、令和4年に入り未取得者への交付申請書送付及びマイナポイント付与が功を奏したのか、この1年で約15%伸びて55%に達したそうです。これから取得予定の方にマイナンバーカードのメリットについて紹介します。

- ① コンビニで各種証明書が取得できます
住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書が、コンビニエンスストアで24時間取得が可能となっています。
- ② 本人確認の身分証明書として使用できます
マイナンバーカードの提示により、金融機関における口座開設・パスポートの新規発給などに利用できます。
- ③ 健康保険証と一本化されます
マイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになりました。なお、利用できる機関については、厚生労働省のホームページで確認できます。
- ④ 新型コロナワクチン接種証明書が取得できます
令和3年12月20日からスマホ専用のアプリでマイナンバーカードを読み取ることで、ワクチン接種証明書（電子版）の発行が可能となりました。詳細については、デジタル庁ホームページをご覧ください。
- ⑤ 運転免許証と一体化されます（令和6年度末予定）
令和4年3月4日に、マイナンバーカードへの運転免許情報の一体化などを盛り込んだ道路交通法の改正案が閣議決定されました。
- ⑥ 行政手続きのオンライン申請等のサービスが利用できます
国及び市区町村が提供するサービスごとに必要であったカードが、マイナンバーカードと一体化となることで利便性が向上する予定です。
- ⑦ 民間におけるオンライン取引等に利用可能となる予定です
オンラインバンキングを始め、様々な民間のオンライン取引が可能となる予定です。

8. おわりに

令和4年12月1日から、スマホのPay払いが利用できる新たな国税の納付方法「スマホアプリ納付」が始まりました。

この納付方法の手続きは、スマホ決済専用サイトから行うこととなりますが、事前の手続き及び決済手数料は不要とのことです。

毎年、便利になっていくスマホによる確定申告の手続き。事務所の職員や関与先の従業員にぜひご案内ください。